平成２５年（フ）第１２９号
北海道小樽市オタモイ１丁目20番20号　小樽育成院
債務者　伊藤　昭三
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１３０号
北海道余市郡余市町山田町201番地５　介護老人保健施設よいち
債務者　瀧内　滋子（旧姓鳴海）
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第７１５号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目40番１号　鎌田荘102
債務者　小川れい子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７２０号
仙台市泉区泉ケ丘４丁目22番33号　パークレジデンス泉ヶ丘203
債務者　中木　智也
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７４３号
宮城県名取市相互台３丁目18番地の５、住民票上の住所宮城県名取市相互台東１丁目９番地の２
債務者　武藤　正哉
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
茨城県行方市井貝811番地506
債務者　前川　義之
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８１号
茨城県神栖市奥野谷5948番地８
債務者　吉川せつ子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第８４号
茨城県鹿嶋市大字佐田434番地　第２帯刀住宅
債務者　石崎　信一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第２５９号
茨城県結城郡八千代町大字磯617番地29、前住所茨城県結城郡八千代町大字芦ケ谷826番地
債務者　高橋　高一
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２７３号
茨城県古河市西牛谷864番地１　リッチモンドハイツ202
債務者　髙澤　邦枝（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１０８号
群馬県桐生市本町６丁目372番地の２　市営404号
債務者　根岸　伸一
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第１０１９号
千葉県市原市八幡78番地２
債務者　石渡やす子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２３号
千葉市若葉区みつわ台２丁目30番11号　パークハイムＢ202号
債務者　稲葉　　純（旧姓石**橋**）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３２号
千葉市中央区矢作町44番地５　シティハイム302号
債務者　筒井　純子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４８号
千葉県市川市国府台２丁目９番21号
債務者　小林　　高
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８３号
千葉県市原市姉崎1560番地　13号室
債務者　向後　利夫
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９０号
千葉県市原市五井2792番地１　ヴェラハイツ五井第３―1102号
債務者　近　　弘恵
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係